

## 【資料】来館者数の推移

(単位：人)

来館者区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
企画展観覧者数	57,639	48,067	57,980	37,206
常設展観覧者数	52,163	42,600	47,134	31,041
観覧者数計	109,802	90,667	105,114	68,247
ギャラリー利用・ 各種事業等参加者数	53,101	44,154	51,486	40,286
合 計	162,903	134,821	156,600	108,533

※平成8年度までの観覧者数は、概ね12万人から16万人で推移

※平成17年度は、12月13日から1月29日まで施設点検のため閉館

## (4) 事務所の立地について (湖南中部流域下水道事務所)

県下の下水道整備が進み、湖南中部流域下水道事務所管内では、平成17年度末下水道普及率が湖南中部処理区で82.2%、湖西処理区で94.7%に達する中で、処理場、管渠、ポンプ場施設の適切な維持管理が強く求められる。

このような中、事務所をJR草津駅近くの一部借地上に設置し、業務の執行に当たっているが、築後30年から40年が経過している点も踏まえ、効率的かつ効果的な業務運営が行えるよう事務所の立地について検討されたい。

## (5) ケースマネジメント体制づくりの推進について (中央子ども家庭相談センター)

中央子ども家庭相談センターでは、児童の福祉の保障を図るため、養護、障害等あらゆる問題について相談に応じ解決に当たっているが、虐待相談件数は増加の一途をたどっており、昨年7月には高島市の虐待死亡事件が発生するなど厳しい状況となっている。

より緻密な計画に基づき、迅速な対応・保護・立入調査等が求められる中で、市の児童虐待防止ネットワーク機能の充実強化を図り、市とともに危機管理を共有し、ケースマネジメントを行える体制づくりの推進に努められたい。

## 【資料】年度別虐待相談件数の推移

(単位：件)

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
虐待相談件数	172	219	324	364

## (6) 総合保健専門学校運営の充実について (総合保健専門学校)

少子・高齢社会と疾病構造の変化、医療技術の高度化が進む中で、看護職者への期待が益々高まってきている一方、看護職員の確保が困難な状態が続いている。

総合保健専門学校では、平成9年の県立看護職員養成所の再編整備の提言を受け、平成18年度より一部学科が閉科されるなど養成定員の見直しが行われたが、看護学科の定員が確保できていない状況にある。地域医療機関の医療スタッフの輩出に向けて、総合保健専門学校としての特質・特殊性を高めるとともに、広報による周知を図るなど、定員の確保と学校運営の充実に努められたい。

## 【資料】入学者状況 (留年・休学者含む)

(単位：人)

学 科	定 員	平成15年度	平成16年度	平成17年度	定 員	平成18年度
看護第1学科	100	90	82	74	120	107
看護第2学科	50	42	45	28	—	—
保健学科	30	30	30	29	—	—
助産学科	15	15	15	14	—	—
歯科衛生学科	38	38	39	37	38	37

## (7) 高等技術専門学校運営の充実について (草津高等技術専門校)

草津高等技術専門校では、急速に進展する技術革新と、変遷する産業構造など時代の流れに即

応できる技能者を育成するための職業訓練を行っている。

平成16年度および平成17年度に再編整備を実施し、現在、普通課程 2 科、短期課程 4 科で訓練を行っているが、定員が確保できていない訓練科もあるため、専門校としての特質・特殊性を高めるとともに、広報による周知を図るなど、定員の確保と校運営の充実に努められたい。

【資料】入校者の状況 (単位：人)

課 程	学 科	定員	平成17年度	平成18年度
普通課程	自動車整備科	20	19	17
	コンピュータ制御科	20	9	15
短期課程	溶接技術科	20	8	14
	服飾デザイン科	20	20	20
	塗装技術科	20	12	9
	総合実務科	20	11	9

(8) 施設のあり方について (荒神山少年自然の家)

荒神山少年自然の家は、昭和51年に開所されて以来30年が経過し、延べ80万人が利用しているが、近年の小中学校児童生徒数の減少や類似施設との競合等により利用者数は低迷傾向にある。また、平成17年度においては、利用団体数の64%が地元彦根市の団体が占めている。

施設の運営においては、県内類似施設との連携を図り、役割分担を明確にするとともに、今後の中長期的な施設のあり方についても、早急に検討されたい。

【資料】利用者数および利用団体数の推移

年 度	延べ利用者数	利用団体数 A	うち彦根市 B	B/A
平成13年度	23,337人	413団体	177団体	42.9%
平成14年度	23,435人	184団体	90団体	48.9%
平成15年度	25,719人	180団体	85団体	47.2%
平成16年度	25,545人	225団体	123団体	54.7%
平成17年度	22,637人	214団体	138団体	64.5%

※平成4年度までは3万人前後、以降は2万5千人前後で推移

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年3月12日

滋賀県監査委員 上 田 彰  
 " 三 宅 忠 義  
 " 柗 勝 次  
 " 中 森 武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	商工観光労働部労政能力開発課
監査執行年月日	平成18年7月7日
監査結果報告年月日	平成18年11月17日
監 査 の 結 果	滋賀県認定職業訓練助成事業費補助金に係る平成12年度から平成16年度までの運営費補助金において、補助対象外の事業も含めて補助金を交付したため、18,499,200円が過大な支出となっている事例が認められたので、補助金返還の手続等、適正な措置を講じるとともに、今後は補助金の確認事務等をなお一層厳密に行い、厳正な指導監督に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	不正受給による補助金については、平成18年7月14日付けで交付決定の取消しを行い、滋賀県補助金等交付規則の規定による加算金を付して返還命令を発出した。この返還命令に基づき、平成18年7月28日に補助金が返還されている。

補助金事務については、平成17年度から交付申請書および実績報告書の添付書類の改善を行ったところであるが、平成18年度においては、さらに再発防止のため、訓練生の雇用確認をより厳密に行うことができるよう、申請時に賃金台帳または給与明細の写しの添付等を義務づけるとともに、実績報告時に補助要件の確認をより一層厳密に行い、必要に応じて、訓練生雇用事業所への立入検査を実施することとした。

今後は、あらゆる機会を通じて、厳正な指導に努める。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成18年3月24日
監 査 の 意 見	<p>○動物保護管理センターと動物保護管理協会の役割について</p> <p>動物愛護思想の普及啓発をはじめ多くの業務を、動物保護管理センターと動物保護管理協会が互いに協力しあって、人と動物とが共生調和できる生活環境づくりを進めているが、それぞれの役割が県民にはわかりにくい面もある。</p> <p>平成17年6月の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正（平成18年6月1日施行）により、推進計画の策定や登録制の導入などが定められたが、円滑な事業の執行が図れるよう、県と協会および市町の役割を見直すなど、効率的かつ効果的な動物保護管理業務の推進に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(動物保護管理センター)</p> <p>動物保護管理業務については、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「滋賀県動物の保護および管理に関する条例」に基づき、県が実施すべき業務である動物保護管理業務の一部を動物保護管理協会に委託している。</p> <p>動物保護管理センターと動物保護管理協会の役割については、平成19年度中に、平成18年10月31日付けの環境省告示第140号「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、県の動物愛護管理推進計画を策定することとなり、さらに、この計画に記載すべき事項として、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む）が明記されていることから、本計画の中で、動物保護管理協会の果たす役割について明確にしていくよう検討する。</p> <p>平成18年度中：生活衛生課、動物保護管理センター、保健所の職員による現行の施策の実施状況について精査し、県ですべき事項、民間団体がすべき事項等の整理を行う。</p> <p>平成19年度中：学識経験者、関係団体の代表等で構成する検討委員会を設置し、推進計画を策定する中で、団体との関係を明らかにする。</p>

監査結果報告年月日	平成18年3月24日
監 査 の 意 見	<p>○研究成果の施策への反映について</p> <p>森林センターでは、森林の水環境保全機能に関する試験研究に取り組んでいるが、「琵琶湖森林づくり条例」の理念に基づくアクションプランである基本計画が既に策定され、協働による森林づくりがスタートする中で、先駆的な内容とは言い難い面も見られる。</p> <p>今後、研究の成果が新たな施策の策定や見直し等に反映できるよう計画的な研究の推進に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(森林センター)</p> <p>当研究については、18年度より、新税対応の研究課題「森林づくりが琵琶湖に与える影響調査」として取り組んでいる。</p> <p>当研究は、平成20年度に琵琶湖流域モデルを作成し、琵琶湖森林づくり基本計画の戦略</p>